

令和6年度

川口市いじめから子どもを守る委員会

活動状況報告書

(令和6年4月～令和7年3月)

川口市いじめから子どもを守る委員会

目 次

1	いじめから子どもを守る委員会の概要	1
(1)	設置の経緯	1
(2)	所掌事務	1
(3)	委員	1
(4)	委員による面接相談	1
(5)	定例会	1
(6)	調査・調整	2
2	活動について	2
(1)	活動状況	2
(2)	啓発・研修	2
(3)	周知・広報	3
3	相談ケースと対応状況	4
(1)	校種及び学年	4
(2)	受付種別及びその後の対応	4
(3)	調査・調整活動	4
(4)	いじめの発生場所	4
(5)	いじめの態様	4
(6)	相談者	4
4	委員活動から見えてきた課題	5
5	一年を振り返って	5

参考資料

- 別紙1 川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例
- 別紙2 川口市いじめから子どもを守る委員会規則

1 いじめから子どもを守る委員会の概要

(1) 設置の経緯

子どもが将来に明るい希望を持って生活し、学び、健やかに成長できるまちの実現のため、いじめの防止・早期発見・対応に関する市及び学校の責務、保護者・子ども関連団体・関係機関等並びに市民の役割を明らかにし、いじめの防止等に関する施策の基本的事項及び組織について必要な事項を定める「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」が平成29年4月1日に施行された。

同条例に基づく新たな取り組みとして、市立学校各校に、学校全体でいじめの防止に取り組むための中心的な役割を担う「いじめ対応教員」を任命した。また、いじめの相談に対応するための「川口市いじめから子どもを守る委員会」を設置し、同年5月より相談業務を開始した。

(2) 所掌事務（条例第16条）

- ・いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- ・いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告又は是正の要請を行うこと。
- ・市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

(3) 委員

星野 崇啓 （小児科・児童精神科医 ※委員長）

宮下 聡 （教育関係者）

宮崎 裕悟 （弁護士）

(4) 委員による面接相談（要予約）

相談日 … 第1～3木曜日、午後

予約電話 … 048-258-4093

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分

メール … mamoru@city.kawaguchi.saitama.jp

相談入力フォーム・・・



(5) 定例会

相談ケースの共有、意見交換、今後の対応等に関する委員会としての意思統一を図るため、毎月1回開催。

(6) 調査・調整

救済申立て等に基づき、いじめの事実の有無に関する調査を実施し、必要に応じ、いじめの防止等のための調整を行う。

2 活動について

(1) 活動状況

月	内 容	件数	月	内 容	件数
R6 4	面接相談	0	10	面接相談	4
	電話	0		電話	3
	メール	0		メール	0
	入力フォーム	0		入力フォーム	0
	調査・調整	0		調査・調整	1
5	面接相談	0	11 第2回 交流会	面接相談	3
	電話	4		電話	7
	メール	0		メール	0
	入力フォーム	0		入力フォーム	2
	調査・調整	0		調査・調整	0
6	面接相談	0	12	面接相談	1
	電話	8		電話	8
	メール	0		メール	0
	入力フォーム	1		入力フォーム	1
	調査・調整	0		調査・調整	1
7	面接相談	6	R7 1	面接相談	3
	電話	8		電話	0
	メール	1		メール	0
	入力フォーム	0		入力フォーム	0
	調査・調整	0		調査・調整	0
8 第1回 交流会	面接相談	2	2 第3回 交流会	面接相談	0
	電話	2		電話	2
	メール	0		メール	0
	入力フォーム	0		入力フォーム	0
	調査・調整	1		調査・調整	0
9	面接相談	2	3	面接相談	2
	電話	4		電話	4
	メール	0		メール	0
	入力フォーム	0		入力フォーム	1
	調査・調整	0		調査・調整	0

* 定例会（毎月）

(2) 啓発・研修

「いじめ対応についての交流会」

目 的：学校現場におけるいじめの早期発見や、その後の適切な対応方法について、委員と教職員が具体的な事例に基づく意見交換等により学び、問題対応能力の向上を図る。

○第1回交流会 川口市教職員研修

「生徒指導に関わる児童生徒支援プログラム研修会」

日 時：令和6年8月5日（月）午後3時00分～4時30分

場 所：川口市役所第一本庁舎 6階 601会議室

出席委員：3人（星野 崇啓、宮下 聡、宮崎 裕悟）

参 加 者：小・中・高 教員 各校1名参加

〈内容〉

生徒指導に関わる児童生徒支援プログラム研修会において、星野委員長が「いじめという暴力を考える～家族支援の視点から～」と題し講演を行なった。

○第2回交流会 青木地区（小・中学校）

日 時：令和6年11月28日（木）午後3時00分～午前4時30分

場 所：川口市立青木中央小学校 会議室

出席委員：3人（星野 崇啓、宮下 聡、宮崎 裕悟）

参 加 者：10人 生徒指導主任、管理職

〈内容〉

学校で実施している児童生徒向けアンケートについて発表し共有を図った。また、事実関係の聴取や解決に向けて目標設定をした上での初期対応について意見交換を行なった。

○第3回交流会 南平地区（小学校）

日 時：令和7年2月10日（月）午後3時00分～午前4時30分

場 所：川口市立朝日東小学校 会議室

出席委員：3人（星野 崇啓、宮下 聡、宮崎 裕悟）

参 加 者：12人 教諭、養護教諭、管理職

〈内容〉

委員による実際の事例に基づいたロールプレイを通して、いじめの初期対応について委員と教員が意見交換を行い、いじめ問題への対応方法を探った。その後、星野委員長が「障害と障害の受容について」の講義を行なった。

（3）周知・広報

- | | |
|--------------------------|--|
| ・ 広報かわぐち | 相談窓口ページ及び裏表紙に毎号固定記事掲載
いじめ撲滅強調月間特集記事掲載（11月号） |
| ・ ホームページ | 当委員会ページ随時更新
市トップページ関連リンクバナーを掲載 |
| ・ 相談受付入力フォーム設定 | 入力フォーム付きチラシ配布 |
| ・ 相談受付メールアドレス設定 | mamoru@city.kawaguchi.saitama.jp |
| ・ チラシ・カードの配布 | 市内小・中学校・高等学校・特別支援学校 |
| ・ ポスターの掲示 | 市役所及び市内公共施設、市内掲示板
市内小・中学校・高等学校・特別支援学校 |
| ・ いじめから子どもを守る委員会周知ポスター配布 | 市内小・中学校 |

・その他掲載媒体

子育てガイドブック
男女共同参画啓発誌「カラフル」
自殺対策関連相談窓口一覧

3 相談ケースと対応状況

(1) 校種及び学年

校種 \ 学年	ケース数						
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
小学校	3	3	2	6	7	5	26
中学校	0	4	1				5
高 校	3	1	0				4
その他	4						4
							39

(2) 受付種別及びその後の対応

電 話	来 庁	メール	入力フォーム	合 計
32	1	1	5	39

【内訳】 ・電話、メールのやりとりで終了 26 ケース
・面接相談実施 13 ケース (延べ 23 回)

(3) 調査・調整活動

内 容	ケース数	対応数
学校訪問	3	3

(4) いじめの発生場所

学 校	子ども関連団体	放課後児童クラブ	塾	インターネット	その他
36	1	0	0	0	2

(5) いじめの態様 (複数)

暴 力	暴言・悪口・嫌がらせ	無視・仲間はずれ	器物隠匿・破損等
10	28	6	3
差 別	性的いじめ	金品のたかり・恐喝	LINE
1	0	2	1
その他 (教員の指導)			
7			

(6) 相談者

本人	父	母	親族	友達	教員	近隣知人	不明	その他
8	3	20	3	0	1	4	0	0

4 委員活動から見えてきた課題

(1) 多様なニーズに対応するための調整活動のあり方

いじめの根源には集団からの疎外があるが、疎外の背景はさまざまに家庭の文化背景や、容姿、神経発達症の診断を受けた子どもであることなどがあげられる。この背景は以前と大きな違いはないように感じられるが、現場の教師の混乱と疲労度は非常につよいものが感じられた。集団で協調する意義や困難さを学ぶ場として学校は非常に重要な場だが、以前よりもさらに細やかに個別のニーズに重点をおかなければならないことの困難さが、学校と子ども、家族の間で確執を生んでいるように感じられた。本来いじめ対応は、「様々な個性のある人が集まって協調する難しさ」の解決の一環として位置づけられるべきもので、この困難さを乗り越えた先に「集団で活動する意義」を感じてもらうことに意義がある。そのためには、個性を大切にしたい集団のイメージが必要であり、現場の教師と家族の間で共通理解を得ることから始まる必要があるが、実現するのは非常に難しい。この困難さを十分理解し、子ども、家族、学校それぞれの支援に結びつく調整活動が必要と考える。

(2) 学校からの相談経路の確立

これまでも子ども・家族からの相談だけでなく、学校からの相談もあったがごくわずかであった。調整活動はあくまで中立的な立場で行うよう心がけているが、子ども・家族からの要望で調整活動を行うと、どうしても学校側に緊張感を与えてしまうことは否めない。学校の相談経路が少なく担任・管理職とも疲弊している状況も見受けられ、当委員会の中立性を保ちながらも、学校からの相談も積極的に受けられるよう広報し、互いの信頼関係を深めてゆくことが課題であろうと考えられた。

(3) 交流会のあり方

これまで小学校と中学校に分けて、任意の参加で募集していた交流会を、今年度は学校区域ごとに開催し、所属している学校から1人ずつ参加していただく形式を試行した。任意参加ではないことで、活発な意見交換が可能か等心配な点はあったが、みなさまのご協力により、大変意義深い交流会になったと感じている。しかし日程調整にかなりの労力が必要となっていること、従来よりも開催時間が短くより充実したプログラムの準備が必要なこと、開催頻度がまばらなこと等が依然課題として残っており、今後さらなる工夫が必要と考える。

5 一年を振り返って

星野 崇啓 委員長

委員会活動に参加させていただいて8年が経過しました。この間、多くの方にご助言いただき貴重な学びを得る機会となったこと、心から感謝申し上げます。

おそらく本年は相談件数が最も多かった年ではないかと思えます。たまたまかもしれないし、コロナ禍から本格的に回復し、社会が活力を回復しつつあるということかもしれない。

せん。昨年度に引き続き、非常に対応が難しい事例の相談が多かったと感じています。困難さ背景は様々ですが、今年度は2つのことが特徴だったように思います。

1点目は、海外にルーツのある方からの相談があったことです。直接の相談でなくても、海外にルーツのある方がクラス内の加害・被害に巻き込まれていることが増えたことです。川口市は多様な文化が集積していることで有名な地域であり、むしろこれまで相談が少なかったことが不思議なことでもあります。子ども達は大人より身近に、文化の違いを体感し互いが強調するために苦悩しているのかもしれないと感じることがありました。

2点目はいじめに関わる子ども同士の関係性の相談よりも、学校の先生から疎外されたという相談が多かったことです。よくよく話をうかがうとクラスで他児からの被害を受けたエピソードはあるのですが、被害を受けた子ども・家族は、学校の先生に安全を保障してもらいたいということだったのではないかと考えています。被害を受けた子ども・家族の視点にたって初期対応をすることの難しさがあったと思うのですが、調整活動で垣間見えたのは疲労困憊している先生方の姿でもありました。

多様化した文化の中で、教室の中での安全を保つことに大変な苦労があるだろうと考えます。さまざまな価値観がありながらも、子どもと関わる大人として、共有できる「大切なこと」をどう示すかという、軸が必要なのかもしれません。交流会において、クラス目標・学校目標を大切にされている学校の取り組みを教えていただいたのが、印象的でした。「目標の意味を考え続けること」の大切さを感じた1年でした。

宮下 聡 委員

令和6年度は、定例会での相談案件検討、個別相談活動、調整活動としての学校訪問、川口市内の先生方との交流会といった通常の活動に加え、新たに教育委員会主催のいじめ対応教員研修会に同席させていただくこともできました。

今年度の個別案件や相談活動で感じたことの一つに、訴えの発端は子ども同士の対人トラブルによる子どもの「苦痛」改善であっても、語られた訴えは個々の教員や組織としての学校の対応への疑問と強い不満であったことが挙げられます。訴えられた子ども同士のトラブルの多くは、言葉によるからかいやモノ隠し、軽度の暴力のような通常の子どもの集団ではよく見られることです。しかし、面接相談で丁寧に話を聞いてみると、そのときの先生への対応が子どもの心に寄り添ったものでなかったために被害を受けた子どもの傷つきは深くなり、問題を深刻化させているという現実がみえてきます。

実際、対応した保護者の方の中には、すでに学校の対応に失望し不信感でいっぱいの方もいて、委員とともに子どもの苦痛改善の方法を模索するというよりは担任や学校の対応を変えさせる強制力を委員会に求める方もおられました。

そうした保護者の方の思いや事情を聞いた上で、実際の学校の事情をすりあわせ子どもの苦痛改善の道を探るために調整活動として学校に足を運んでみると、そこにはスタッフ不足を始めとした困難な条件の下でも精一杯取り組んでいる学校現場の厳しい実態があります。保護者の目には配慮不足で改善の意志がないと映っている学校も、実際は日々対応に追われていて手詰まりな状況にあることが伝わってくるのです。

保護者の側に学校の思いや実情が見えていないのと同じように、学校にも保護者の思いが見えて十分に理解されているとは言えません。この両者の思いのズレを埋めることができれば、それだけでも対人トラブルによって生まれる子どもの「苦痛」救済はもっとスム

ースに進むはずです。学校や教育委員会とは違う第三の立場でかかわることで子どもをいじめから守るという、私たち委員会の役割はここにあるのではないかと改めて強く感じました。そのためには、保護者市民の方々はもちろん学校教職員の方々にも、この委員会のことをもっとよく知っていただくことが必要だと思います。

宮崎 裕悟 委員

私は、今年度で2年目の任期を務めさせていただきました。一昨年度に比べ、相談の対応をさせていただくことも多くなり、また調整活動にも参加させていただくこともできました。交流会においては、担当の先生と打合せをさせていただく機会にも恵まれ、一昨年度と比べ、委員会の活動に貢献できたのではないと思う1年間でした。

具体的な相談事例では、子どもたち同士のいじめだけではなく、学校の教員からのいじめを訴えていらっしゃる相談も多く対応しました。このような相談への対応は難しく、委員会で議論する途中では、ともすれば大人の対応を中心に検討してしまい、子どもがどのような状況に置かれているのか、子どもにとってどのような方法が望ましいのかということが疎かになってしまうこともありました。そのたびに、委員全員で、子どもをいじめから守るためには何が必要なのかという視点を確認しながら、子どもの立場に立ってどのような方法が望ましいのか知恵を出し合って検討していきました。これからも子どもの立場に立つことを忘れずに、委員全員で意見を出し合いながら対応をしていきたいと思います。

昨年度からは、いじめ対応教員の研修に関して教育委員会とも連携することができるようになり、条例に定められているいじめ対応教員との連携に向けた取り組みも具体的に進めることができました。また、交流会では、各学校の具体的な対応についてご紹介をいただいたり、教員と一緒に事例を検討したりすることができ、現場での対応に即して現実的にどのような対応が可能なのかという観点で学びの機会を得ることができました。これからも、教員とも連携を図りながら、お互いに対応力の向上を図りたいと思います。

参考資料

○川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例

平成28年12月22日

条例第70号

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 基本的施策（第10条・第11条）

第3章 いじめ対応教員（第12条—第14条）

第4章 川口市いじめから子どもを守る委員会（第15条—第31条）

第5章 雑則（第32条）

第6章 罰則（第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、すべての子どもは一人の人間としての尊厳及び人権を有する存在であり、いじめはこれを脅かし、侵害するものであるとの認識の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下これらを「いじめの防止等」という。）に関する市及び学校の責務、保護者、子ども関連団体及び関係機関等並びに市民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に関する施策の基本的事項及び所要の組織について定めること等によりいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、子どもは社会全体で育むものという理念を市民と共有し、地域社会を挙げて、子どもが将来に対して明るい希望が持てる環境の中で生活し、学び、及び健やかに成長することができるまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットその他の電気通信技術を用いる方法により行われる

ものを含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)及び高等専門学校をいう。

(3) 子ども 学校に在籍する児童及び生徒並びにこれらの者と等しくいじめの防止等の対象とすることが適当と認められる者をいう。

(4) 保護者 親権を有する者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいう。

(5) 子ども関連団体 放課後児童健全育成事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する事業をいう。)の受託事業者、地域スポーツクラブ(スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第21条に規定する住民が主体的に運営するスポーツ団体をいう。)又はスポーツ教室(子どもの参加があるものに限る。)、学習塾その他の子どもが参加する活動に係る事業を行うものをいう。

(6) 関係機関等 児童相談所、警察署、法務局その他のいじめの防止等に関係する機関及び団体をいう。

(7) 市民 市内に住所を有し、在勤し又は在学する者をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等に関する施策は、全ての子どもが安全に、かつ、安心して成長し、子どもの最善の利益が実現できるよう、地域社会を挙げて実施されなければならない。

2 子どもは、人との豊かな人間関係を築き、互いに相手を尊重するものとする。

3 市、学校、保護者、子ども関連団体、関係機関等及び市民は、子どもは社会全体で育むものという認識を共有し、それぞれの責務又は役割を自覚し、主体的に行動することにより、いじめの防止等に地域社会を挙げて取り組むものとする。

(子ども及び保護者の相談)

第4条 子どもは、いじめを受け、いじめに関わり、又はいじめの事実を知った場合(いじめの疑いを認めた場合を含む。)には、学校、市、子ども関連団体又は

関係機関等に相談することができる。

- 2 子どもからいじめに関する相談を受けた学校、市、子ども関連団体又は関係機関等は、当該相談をした子どもが当該相談したことを理由としていじめを受けることがないように、最大限の注意を払わなければならない。
- 3 保護者は、いじめの事実を知った場合（いじめの疑いを認めた場合を含む。）には、子どもの意見を踏まえて、学校、市、子ども関連団体又は関係機関等に相談することができる。

（市の責務）

第5条 市は、いじめの防止等のための施策を推進するため、学校、保護者、子ども関連団体、関係機関等及び市民と連携して、いじめの防止等に取り組むものとする。

- 2 市は、市が設置する学校（以下「市立学校」という。）に対し、市が定める法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針及び当該学校が定める法第13条に規定する基本的な方針に基づき、いじめの防止等のための具体的な取組の状況を検証又は評価するものとする。
- 3 市は、いじめに関する相談を受け付けるための体制を整備し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、いじめの防止等のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（学校及び学校長をはじめとする教職員の責務）

第6条 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、自らのいじめの防止等に係る姿勢を示すこと並びに日常の学級づくり及び学習指導の充実が、子どもの教員に対する信頼を生み、子どもと子どもの間のより良い関係の構築につながるとの見地に立ち、必要な措置を実施するよう努めるものとする。

- 2 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、当該学校のいじめ対策委員会（法第22条に規定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織をいう。以下同じ。）を中心に、学校全体でいじめの防止等に関する取組を推進するものとする。
- 3 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、平素から子どもの様子を細心

の注意をもって観察するように努め、いじめの事実の発見に取り組むものとする。

- 4 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、いじめの事実を知った場合には、当該学校のいじめ対策委員会を中心に、速やかに適切な対応を講じ、その内容を直ちに市に報告するものとする。

（保護者の役割）

第7条 保護者は、子どもの養育及び発達に責任を持つ立場であることを自覚するとともに、学校その他の機関からいじめの防止等について協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

（子ども関連団体の役割）

第8条 子ども関連団体は、子どもが安全に、かつ、安心して過ごすことができる環境づくりに特に配慮するものとする。

- 2 子ども関連団体は、市、学校、保護者、市民又は関係機関等からいじめの防止等への協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第9条 市民は、地域社会が子どもの成長を見守ることが全ての子どもの成長発達に資し、いじめの防止等に有効であることを認識し、市、学校、保護者、子ども関連団体又は関係機関等からいじめの防止等への協力を求められた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

（市の基本的施策）

第10条 市は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 子ども関連団体及び市民に対するいじめに関する理解を深めるための啓発活動
- (2) 市立学校の教職員に対するいじめの防止等のための対策に関する研修の実施
- (3) いじめの防止等を目的とする子どもの自主的活動に対する支援
- (4) いじめを受けた子ども及びいじめに関わった子どもの保護者に対するいじめの防止等のための適切な支援
- (5) いじめの相談及びいじめへの対応に関する支援を行うための指導主事（地方

教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の指導主事をいう。）、教育相談支援員、子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者等の学校への派遣

- 2 教育委員会は、市立学校におけるいじめの防止等のための対策の実施状況、いじめへの対応状況等について調査、検証又は評価を行い、必要と認めるときは、当該市立学校に対し、いじめの防止等のために必要な措置について指導又は助言を行うものとする。

（学校の基本的施策）

第11条 学校は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) いじめの防止等を目的とする当該学校に在籍する子どもの自主的活動に対する支援
- (2) いじめの防止等のために行う他の学校との間における必要な情報の共有及び連携協力
- (3) 当該学校に在籍する子どもがいじめについて主体的に考え、行動するための力を育成する取組

第3章 いじめ対応教員

（選任）

第12条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を確立するため、次条に規定する事項を担当する教員（以下「いじめ対応教員」という。）を置く。

- 2 いじめ対応教員は、当該市立学校の校長が任命する。

（職務）

第13条 いじめ対応教員は、校長の命を受け、次の事項を担当する。

- (1) いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずること。
- (2) 子ども、保護者、子ども関連団体、市民等からのいじめ（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）に係る相談に応じ、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。
- (3) いじめの防止等のための措置を講ずるため必要な場合には、いじめ対策委員会を招集すること。

- (4) いじめの事実があると疑われる場合において、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。
 - (5) 子ども関連団体又は関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力を求めること。
 - (6) 次章に定める川口市いじめから子どもを守る委員会その他の機関と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力すること。
- (いじめ対策委員会を招集する権限の付与等)

第14条 市立学校は、いじめ対応教員に対し、いじめ対策委員会を招集し、主宰する権限を付与する等いじめ対応教員がいじめの防止等のための適切な対策を講ずることができるよう必要な支援をしなければならない。

2 市立学校の教職員は、いじめの事実を認めたとき（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）は、いじめ対応教員に報告するとともに、いじめの防止等に関する対策に関しいじめ対応教員に協力するものとする。

第4章 川口市いじめから子どもを守る委員会

(設置)

第15条 市は、いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な調査、調整等を行うため、川口市いじめから子どもを守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告又は是正の要請を行うこと。
- (3) 市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

(組織)

第17条 委員会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第18条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
 - (2) 子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者
 - (3) 学識経験者
- (委員の任期等)

第19条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。
 - 4 委員は、非常勤とする。
- (委員長)

第20条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。
- (会議)

第21条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
 - 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (権限の委任)

第22条 委員会は、第16条に掲げる事務に関し有する権限の一部を委員に行わせることができる。

(委員の義務)

第23条 委員は、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、市、学校等と相互に連携協力を図るものとする。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会への協力等)

第24条 市並びに学校及び教職員は、委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力するものとする。ただし、委員会の子どもへの調査に関する協力については、当該子どもに過度な負担が生じないよう配慮するものとする。

2 市又は学校若しくは教職員以外の者は、委員会の職務の遂行に協力するよう努めるものとする。

(相談及び救済の申立て)

第25条 何人も、委員会に対し、市内に住所を有し、在勤し又は在学する子どもに係るいじめ（いじめの疑いがある場合を含む。）に関する相談をし、いじめに関する救済の申立てをすることができる。

2 いじめに関する救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができる。

(調査等)

第26条 委員会は、前条の規定により受けた相談について、必要があると認めるときは、相談をした者の意見を踏まえて、当該相談に係る子どもが在籍する学校等に対し、当該相談の内容について情報を提供するとともに、いじめの事実の有無について調査するよう求め、又は自ら調査することができる。

2 委員会は、前条の救済の申立て（以下「救済の申立て」という。）がされた場合には、調査をすることが明らかに適当でないと認めるときを除き、当該救済の申立てに係る子どもが在籍する学校等と共同して、当該救済の申立てに係る事実の有無について調査を行うものとする。ただし、当該救済の申立てに係る子どもからの要請がある場合その他共同して調査することが適当でない事情があると認めるときは、委員会は、単独で調査を行うことができる。

3 委員会は、救済の申立てが救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において、その調査を行おうとするときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、委員会が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査の方法)

第27条 委員会は、前条の調査のため必要があると認めるときは、救済の申立てに係る者に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧若しく

は提出を要求し、又は救済の申立てに係る事実を明らかにするために適当な措置を講ずることができる。

2 委員会は、学校等と共同して調査を行っているときは、当該学校のいじめ対応教員の調査方法に関する意見を尊重するものとする。

3 委員会は、当該救済の申立てに関して調査の必要がないと認めたときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、学校と共同して調査を行うときは、当該学校の同意を得るものとする。

(調整)

第28条 委員会は、調査の結果、必要があると認めるときは、学校と共同して又は単独で、いじめの防止等のための調整を行うものとする。

(勧告等)

第29条 委員会は、いじめの事実があったものと認める場合において、当該いじめを受けている子どもが在籍する学校又は市が当該いじめへの対応を適切に行っていないと認めるときは、当該学校又は市に対し、是正の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた学校又は市は、これを尊重しなければならない。

3 委員会は、第26条若しくは第27条の調査又は前条の調整の活動の結果、必要があると認めるときは、いじめの再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を市長に対して行うことができる。

(是正等の要請)

第30条 委員会は、第26条若しくは第27条の調査又は第28条の調整の活動の結果、必要があると認めるときは、学校又は市以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができる。

(活動状況の報告及び公表)

第31条 委員会は、毎年 of 活動状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第 3 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

(罰則)

第 3 3 条 第 2 3 条第 2 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 5 3 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○川口市いじめから子どもを守る委員会規則

平成 29 年 3 月 31 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成 28 年条例 70 号。以下「条例」という。）第 32 条の規定に基づき、条例第 15 条に規定する川口市いじめから子どもを守る委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 委員会の会議は、公開しない。

(身分証明書の携帯)

第 3 条 委員会の委員は、条例第 26 条の規定による調査又は条例第 28 条の規定による調整を行う場合においては、別記様式の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、子ども部青少年対策室において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(写真)	身分証明書	第 号
	氏 名	
	生年月日 年 月 日	
上記の者は、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例 第26条の規定による調査及び条例28条の規定による調整を行う 権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日		
川口市長		印

川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（抜粋）

（調査等）

第26条 委員会は、前条の規定により受けた相談について、必要があると認めるときは、相談をした者の意見を踏まえて、当該相談に係る子どもが在籍する学校等に対し、当該相談の内容について情報を提供するとともに、いじめの事実の有無について調査するよう求め、又は自ら調査することができる。

2 委員会は、前条の救済の申立て（以下「救済の申立て」という。）がされた場合には、調査をすることが明らかに適当でないときを除き、当該救済の申立てに係る子どもが在籍する学校等と共同して、当該救済の申立てに係る事実の有無について調査を行うものとする。ただし、当該救済の申立てに係る子どもからの要請がある場合その他共同して調査することが適当でない事情があると認めるときは、委員会は、単独で調査を行うことができる。

（調整）

第28条 委員会は、調査の結果、必要があると認めるときは、学校と共同して又は単独で、いじめの防止等のための調整を行うものとする。

川口市いじめから子どもを守る委員会規則（抜粋）

（身分証明書の携帯）

第3条 委員会の委員は、条例第26条の規定による調査又は条例第28条の規定による調整を行う場合においては、別記様式の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。